

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	平成30年9月30日、午前7時5分頃、君津市高坂8番4、市道で発生した車両損傷事故。 相手方所有の軽乗用車が、走行中、舗装が浮き上がって生じた段差に車輪が接触し、タイヤホイールを破損したもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、相手方の損害98,280円のうち、58,968円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	平成30年11月1日

平成30年12月3日提出

君津市長 石井宏子